

申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 申込書に切手が貼りつけられていないとき
- ④ 入居資格がないとき又は入居資格審査期間中に入居資格が確認できないとき（詳しくは入居資格をご覧ください）
- ⑤ 友人等の寄合世帯で申込んだとき又は世帯を不自然に分割（合併）して申込んだとき
- ⑥ 重複して申込んだとき
1回の募集において1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から2通以上申込んだとき
- ⑦ 申込者又は同居親族に家賃の滞納があるとき
- ⑧ 申込者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき

注意事項

- ① 入居の時に申込書に記載した人全員が同時に入居できることが必要です。
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。（婚約者が変わった場合も同じです）
- ② 婚姻予定者は、入居の決定日までに婚姻していることが必要となります。
- ③ 募集を行う住宅には、高齢者・障害者向けに対応した設備がないものがありますので、住宅の設備等についてはお問い合わせください。

個人情報の保護について

アジア JV では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、プライバシーマーク制度に順じた措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

○ 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から情報をいただきます。

○ 利用及び提供の制限

収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。

○ 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。